



# 宮 崎 県 公 報

令和元年11月14日(木曜日) 第56号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 1	
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 1	
○公有水面埋立ての免許……………(漁村振興課) 1	
公 告	

○地域森林計画の案の縦覧……………(森林経営課) 2	
○地域森林計画の変更の案の縦覧……………( " ) 3	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………( " ) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 4	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………( " ) 4	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4	
○公共測量の実施の通知(5件)……………( " ) 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 527号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
野元 裕太郎	藤元総合病院	都城市	循環器内科	令和元年11月1日
染矢 晋佑	医療法人芳清会大崎整形外科	延岡市	整形外科、リハビリテーション科	令和元年11月1日

### 宮崎県告示第 528号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字高野6145-1、6148-2、6149、字秋丸6274-3、6274-12から6274-14まで、6274-17、6274-18、6274-20、6274-22、6274-23、6274-25、6274-26、6274-30、6274-31、字佐渡脇6279-1、6279-4、6279-5、6282-1、6282-3、6293-9、6293-11、6293-12、6293-15、6296、6306、6310、6315、6316、6322、字天木野6476
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 529号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免許の年月日及び番号  
令和元年11月1日  
シレイ 26755-1254
- 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所  
宮崎県  
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 河野俊嗣  
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21
- 埋立区域
  - 位置  
宮崎県延岡市浦城町1128番地15の地先公有水面及び1138番19、1150番7の地先公有水面
  - 区域
    - ア A区域  
別表1の各地点のうち、①点から⑨点までを順次に結んだ線、⑨点と⑩点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と既存護岸との境界線、⑩点と⑪点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と海底地盤との境界線、⑪点から⑫点及び⑫点と①点と

とを結ぶ平成9年4月14日付け宮崎県シレイ第268-18号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.30mにより決定)により囲まれた区域

イ B区域

別表2の各地点のうち、⑬点から⑰点を順次に結んだ線、⑰点から⑲点までを順次に結ぶ平成9年4月14日付け宮崎県シレイ第268-18号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.30mにより決定)、⑲点と⑳点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と海底地盤との境界線、⑳点と㉓点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と既存堤防との境界線により囲まれた区域

(3) 面積

区域	面積
A区域	146.79㎡
B区域	33.57㎡
合計	180.36㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県延岡市浦城町1128番2、1128番15の地先公有水面及び1138番19、1150番7の地先公有水面、1137番1、1138番地4、1138番地21、1139番地5、1139番地13、1140番地8、1140番地10、1140番地4、1140番地3の前面の県有無番地内及び1138番19、1150番7の地内

(2) 区域

別表3の各地点のうちア点からテ点までを順次直線で結んだ線及びテ点とア点を結んだ直線により囲まれた区域

(3) 面積

3,392.90㎡

5 埋立地の用途

道路用地

別表1

地点	地点の位置
①点	北緯32度38分39秒3269、東経131度44分59秒9873 (以下「基点」という。)から 182度42分51秒 16.54mの地点
②点	①点から 142度57分19秒 1.76mの地点
③点	②点から 180度20分35秒 8.04mの地点
④点	③点から 147度15分18秒 17.12mの地点
⑤点	④点から 144度23分52秒 9.67mの地点
⑥点	⑤点から 22度30分42秒 0.15mの地点
⑦点	⑥点から 125度40分57秒 0.16mの地点
⑧点	⑦点から 202度56分45秒 9.57mの地点
⑨点	⑧点から 292度22分40秒 0.21mの地点
⑩点	⑨点から 326度37分22秒 5.40mの地点
⑪点	⑩点から 332度39分15秒 29.04mの地点
⑫点	⑪点から 1度34分22秒 8.60mの地点

別表2

地点	地点の位置
⑬点	基点から 273度40分02秒 24.21mの地点
⑭点	⑬点から 126度29分55秒 3.76mの地点
⑮点	⑭点から 129度15分19秒 2.84mの地点
⑯点	⑮点から 131度40分22秒 2.84mの地点
⑰点	⑯点から 134度20分25秒 3.44mの地点
⑱点	⑰点から 269度11分07秒 1.90mの地点
⑲点	⑱点から 272度40分14秒 2.44mの地点
⑳点	⑲点から 309度00分08秒 9.15mの地点

別表3

地点	地点の位置
ア点	基点から 221度35分14秒 5.16mの地点
イ点	ア点から 143度01分30秒 48.83mの地点
ウ点	イ点から 227度49分01秒 6.15mの地点
エ点	ウ点から 137度49分01秒 11.81mの地点
オ点	エ点から 47度49分01秒 5.07mの地点
カ点	オ点から 143度01分29秒 21.65mの地点
キ点	カ点から 76度10分00秒 24.75mの地点
ク点	キ点から 138度02分54秒 9.63mの地点
ケ点	ク点から 233度50分50秒 23.60mの地点
コ点	ケ点から 246度36分35秒 15.29mの地点
サ点	コ点から 277度18分03秒 10.15mの地点
シ点	サ点から 310度08分34秒 12.64mの地点
ス点	シ点から 324度09分19秒 33.60mの地点
セ点	ス点から 328度05分44秒 35.51mの地点
ソ点	セ点から 322度19分21秒 11.30mの地点
タ点	ソ点から 317度46分02秒 14.70mの地点
チ点	タ点から 44度22分23秒 5.38mの地点
ツ点	チ点から 33度58分29秒 33.48mの地点
テ点	ツ点から 123度45分40秒 22.27mの地点

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称  
広渡川森林計画区
- 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間

令和元年11月15日から令和元年12月10日まで

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 森林計画区の名目

五ヶ瀬川森林計画区、耳川森林計画区、大淀川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局

3 縦覧期間

令和元年11月15日から令和元年12月10日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)生活協同組合コープみやざき延岡北小路店  
延岡市北小路1-12

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 真方和男  
宮崎市瀬頭二丁目10番26号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 真方和男  
宮崎市瀬頭二丁目10番26号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年6月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,715㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 80台(駐車場No.1)

建物屋上 20台(駐車場No.2)

合計 100台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 31.5㎡(荷さばき施設No.1)

建物南西側 31.5㎡(荷さばき施設No.2)

建物東側 45.5㎡(荷さばき施設No.3)

合計 108.5㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 8.04㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 店舗敷地北側、東側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで(荷さばき施設No.1及びNo.2)  
24時間(荷さばき施設No.3)

8 届出年月日

令和元年10月29日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月14日から令和2年3月16日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年11月14日から令和2年3月16日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ延岡南店  
延岡市石田町4446番の3 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 9,061㎡

(変更後) 17,347㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
  - (変更前) 建物敷地南側 238台
  - (変更後) 建物敷地南側及び西側 310台
- ② 荷さばき施設の位置及び面積
  - (変更前) 建物東側 147㎡
  - (変更後) 建物東側 147㎡ (荷さばき施設1)
  - 建物北西側 104㎡ (荷さばき施設2)
  - 合計 251㎡
- ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (変更前) 建物東側 33.64㎡
  - (変更後) 建物東側 33.64㎡ (廃棄物保管施設1)
  - 建物北西側 22.92㎡ (廃棄物保管施設2)
  - 合計 56.56㎡

- 4 変更の年月日  
令和2年7月1日
- 5 変更する理由  
建物増築のため
- 6 届出年月日  
令和元年10月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月14日から令和2年3月16日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年11月14日から令和2年3月16日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大淀川右岸土地改良区(宮崎市)の役員の就退任について次のとおり届出があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	島村幸広	宮崎市高千穂通2丁目6番23号サーパス宮崎駅前602号
監事	岩切典雄	宮崎市学園木花台南2丁目16番地11

(任期:令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	波越宏之	宮崎市生目台西5丁目10番地7

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、吉野地区4換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る換地処分をした。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第7284号	新日本サッシ販売(株)	挾間 幸一	宮崎県日向市大字日知屋3389-17	一般	建具工事業	令和元年9月25日付けで廃業した旨の届け	令和元年9月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第7296号	(有)野崎土建	野崎 武博	宮崎県都城市丸谷町1701-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和元年9月17日付けで廃業した旨の届け	令和元年9月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第9408号	(有)三股建設	中野 龍作	宮崎県北諸県郡三股町大字宮村1770-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和元年9月6日付けで廃業した旨の届け	令和元年9月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第12925号	(株)技研	志賀 雅伸	宮崎県日向市大字日知屋3380-107	一般	電気工事業	令和元年9月30日付けで廃業した旨の届け	令和元年9月30日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-26)第13328号	パートナーズ (株)	長瀬 渉	宮崎県都城市金田町26 67-3	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	令和元年9月17日付で廃業した旨の届け	令和元年9月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第13832号	(株)あいあいハウジング	仲村 明夫	宮崎県宮崎市和知川原 3-28	一般	建築工事業	令和元年9月3日付で廃業した旨の届け	令和元年9月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第1314号	三幸建設(株)	甲斐 武一郎	宮崎県延岡市北浦町三 川内3221	一般	管工事業、塗装工事業	令和元年9月25日付で廃業した旨の届け	令和元年9月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第1684号	(株)山下組	日高 千浩	宮崎県宮崎市大塚町権 現前 869	一般	管工事業	令和元年9月13日付で廃業した旨の届け	令和元年9月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第13621号	(株)渡辺建設	渡邊 誉	宮崎県宮崎市村角町原 口2560	一般	解体工事業	令和元年9月13日付で廃業した旨の届け	令和元年9月13日 (一部廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(2級・3級基準点測量、3級水準測量)
- 2 作業地域  
宮崎県日南市大字隈谷から同市南郷町中村
- 3 作業期間  
令和元年10月28日から令和2年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(2級・3級基準点測量、3級水準測量)
- 2 作業地域  
宮崎県串間市大字串間から同市大字西方
- 3 作業期間  
令和元年10月28日から令和2年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(2級・3級基準点測量、3級水準測量)
- 2 作業地域  
宮崎県串間市大字西方

### 3 作業期間

令和元年10月28日から令和2年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(2級・3級基準点測量、3級水準測量)
- 2 作業地域  
宮崎県串間市大字西方から同市大字高松
- 3 作業期間  
令和元年10月29日から令和2年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎地方務局長から次のとおり通知があった。

令和元年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項地図作成作業における基準点設置)
- 2 作業地域  
宮崎市神宮東1丁目、2丁目及び3丁目
- 3 作業期間  
令和元年11月7日から令和2年2月29日まで

--	--